

北朝魏墓誌における基準例画定の試み

―『干禄字書』を利用して―

東 賢司

はじめに

北朝時代の墓誌銘は、楷書体で書かれた墓誌銘が圧倒的に多いが、これらの中にはいわゆる「異体字」と言われる字体を有するものが頻出する。しかし、この観念は、少し後の時代の人が見てはじめて理解できるものであり⁽¹⁾、北朝時代の人間が正体・異体という字体選択の意識を明確に持っていたかどうかはわからない⁽²⁾。

おびただしい異体字の整理の必要性は北朝時代にもあったのであるが⁽³⁾、科挙などの試験に対応する時代的要請から⁽⁴⁾、唐代以降になつて私撰・官撰を問わず、楷書に関連する字書が編纂されている⁽⁵⁾。楷書での正体・俗体・通体の観念がいつ頃確率したのかを考えると、おそらく唐代まで下らねばならないであろう⁽⁶⁾。北朝時代にも『玉篇』等の字書が編纂されているが⁽⁷⁾、現在は残巻しか残されておらず⁽⁸⁾、比較の対象としては、七世紀から八世紀に編纂されたとされる『干禄字書』が有益である⁽⁹⁾。この字書は「正体・俗体・通体」という特徴的な区分を用いている。

本論では①『干禄字書』の分類を墓誌銘の文字との比較に利用し、北朝魏（北魏・東魏・西魏）の楷書の墓誌銘中どのくらいの確率で「正体・俗体・通体」という分類ができるのか、また②『干禄字書』の基準を利用して、北朝魏の墓誌銘において基準例の設定が可能であるかどうか検討を加える。

一 『干禄字書』の正体と墓誌銘の字体の概念的な関連について

本論で『干禄字書』を使用した理由であるが、「正体」を記した最も古い書物であることによる⁽¹⁰⁾。これに少し言葉を補うとすれば、中国

の『説文解字』（以下『説文』と省略する。）以来の字書との関連がある。漢代以降、文字の原義を解説した字書は多いが、字体を正体・俗体・通体に分類し、その全体が現存している文献は『干禄字書』が最も古い⁽¹¹⁾。

この書の特徴としては、まず俗体あるいは通体を挙げ、続けて正体を記す方法を取っている。この表記方法は、顔元孫の祖父の兄であった顔師古が最初に校刊した『顔氏字樣』にある。『干禄字書』の序文を参照すると、貞観年間に秘書監であった当時、楷書の正体を提示したものが『顔氏字樣』として伝えられ、その後、追加訂正を経て今日我々が見ることが出来る形になっていることがわかる⁽¹²⁾。もし『顔氏字樣』が完全な形で残されているとすれば、作成年代の古さからこちらを比較の対象とした方がより好ましいことは言うまでもない⁽¹³⁾。

さて、三種類の区別についてであるが、何をもって三種に分類しているのであるか⁽¹⁴⁾。墓誌銘の比較を行う上での条件とも言えるものであり、注意して観察しておく必要がある。三つの分類について、顔師古は序文で以下のように記述している。

具言俗通正三体。偏旁同者、不復広出。字有相乱、因而附焉。所謂俗者、例皆浅近。唯籍帳、文案、券契、薬方、非涉雅言、用亦無爽。儻能改革、善不可加。所謂通者、相承久遠。可以施表奏、牋啓、尺牘、判状、固免詆訶。所謂正者、並有憑拠。可以施著述、文章、对策、碑碣、將為允当。

大意をまとめると、「俗体とは典拠も慣用も乏しく、当座用に帳簿・草稿・契約書・薬方に使用されるもの、通体とはその使用実績が久しいので、上表・上奏・書翰・判決に用いてもよいもの、正体とは典拠があ

るもので、著述の文章や対策や碑文に用いてもよいもの。」ということであるが、注目しておきたいのは正体を「碑碣に施す」とあることである。正体とされる字体それぞれに、どのような「憑拠」があるのかは、これだけではわからないが、本論の目的である「墓誌銘に基準例を設定することは可能であるかどうか」を検討する上では、「正体」を示している『干禄字書』は非常に有効である⁽¹⁵⁾。

では、墓誌銘の書は「正体」ということができるか。概念的には、筆者は顔元孫が定める『干禄字書』の三体の分類条件内において、墓誌銘の書を「正体」と判断することは可能であると考える⁽¹⁶⁾。その理由は、墓誌銘は、碑碣と同じく石に文字を彫刻することにある。顔元孫の分類条件中では、ほとんどが手書きによって利用される文字と推測できるものであるが、「碑碣」については、最終的には石に彫刻することを目的とする文字であり、他の例と性質を異にしている⁽¹⁷⁾。この点からは、碑刻というものが大衆の目にさらされる目的を持ち、そこに書かれる文字は「正体」でなければならないという顔元孫の意識が想像できる。さらに傍証を挙げておく。顔元孫の書がどのようなものであったのか、現在ではその実際を見ることはできない。しかし、顔元孫に強く影響を受け、『干禄字書』を揮毫した顔真卿の楷書碑刻の作例を追ってみると、近年出版の沈遵榮『顔体弁異字典』（陝西人民出版社、二〇〇四年）を見ても、「顔氏家廟碑」等の碑文の字体、「干禄字書」の字体、「郭虚己墓誌銘」の字体は大きな差はない。このことから、墓誌銘の字体を「碑碣」と差をつけて揮毫しなければならないと意識していたのではないと推測できる⁽¹⁸⁾。碑碣にも公的な性格を持つものから私的なものまで幅があり、ここでの「碑碣」とは「碑と碣のみ正体を用いる」という狭義の意味で使用したのではなかったであろうととらえている⁽¹⁹⁾。

二 『干禄字書』と墓誌銘の比較

(1) 比較の目的と判定基準

『干禄字書』は「同字の弁別」と「別字の弁別」を行う字書である⁽²⁰⁾。本考察では、同字の弁別部分を利用する。著者は顔元孫、書者は顔真卿。

『干禄字書』は唐代中期の大暦九年（七七四年）に編纂されたものであるが、原石は現存せず、重刻の拓本資料や版本資料によってその全容を知ることができる。飛田良文氏によると、「中国での刊行本には説鄂本・後知不足齋本・小学彙函本・夷門広牘本などがあり、日本では文化十四年刊本がある。」と指摘している⁽²¹⁾。本論では、広島大学文学部国語学研究室編『校本干禄字書』（一九六一年）を使用している。この著書は、後知不足齋叢書所収本を底本としているが、種々の諸本を対校しており、信頼できる校本である⁽²²⁾。またこの書は、原本の字形を双鉤臨模している。墓誌銘拓本と比較を行うにあたり、視覚的に見やすく、点画の接合部分等の比較や適合についての判断が容易であることもこの校本を選んだ理由である。

本論でそれと比較しようとしているのは、北魏の四一六年から東魏・西魏の五五〇年までに作製された資料で、最大三六〇年もの年代差がある。この間には隋王朝の中国統一、唐王朝の再統一があり、石刻資料などの楷書体の文字でも、種々の異体字が書かれる時期である。

墓誌銘の書を『干禄字書』と比較してみようとする試みは、南北朝時代だけでも一千件を超える資料群の中で、後代の基準につながる適切な字体選択をしている作例を見つけることができるかどうかという点にある。この「適切さ」を筆者は正体という後代の觀念に求めた。正体で書かれた墓誌銘が、南北朝時代の絶対的な基準例とすることができるかと言いつれないが、たくさんの資料を分類してゆこうとする中で、まさに一つの「試論」である。もちろん、南北朝時代の正体を示した字書があればそれを利用することがより望ましいことは言うまでもないが、『干禄字書』字書のように、完全な形で受け継がれており、ある程度の文字数があり、かつ汎用性が高い資料は他にはない⁽²³⁾。

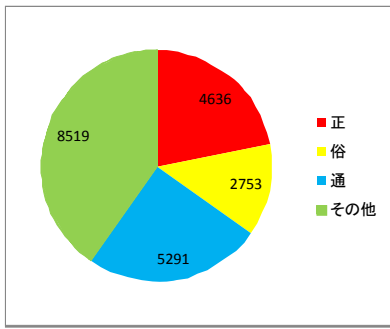
墓誌銘の字体と『干禄字書』の字体を比較し、正体利用の統計的な平均値よりも高い比率のものがあれば、理屈としてはそれを一応の基準例とすることができる。『干禄字書』の成立の背景には、顔師古が五経の諸本を校勘しながら『五経定本』を作るかたわらで楷書の字体を校定した『顔氏字様』がある。これらは公的な作業である。科挙の試験や経書

の文字に使用されることを念頭にした「正体」という字体を当時の公式書体とする根拠は十分にある。

本研究で用いた校本では、八〇六種の字体を集録しているが、その中には一〇一種の別字があるので、七〇五種の字種について正俗通の文字を掲載する⁽²⁴⁾。ただし、三体とも記載される字種はわずか二五種にすぎず、ほとんどが正+俗あるいは正+通で表記されている。一方、墓誌銘の方は、北魏六一三件、東魏一一五件、西魏一九件の合計七四七件を対象とした。対象の字数は約三三万字である⁽²⁵⁾。

墓誌銘と『干禄字書』の一致・不一致の判定基準については、「とめ・はね・はらいの差」や「接するか接しないか」以外は基本的に不一致としている⁽²⁶⁾。以降に記述する「その他」に分類する文字には、古文体を用いるものその他、偏が正体、旁が俗体である、部分的にでも連続性を有するもの等、確実に不一致とすることができる文字もあるが、点が一画多い、画と画が少し交わっている等、軽微な差異でその他に分類した文字などかなりの幅がある⁽²⁷⁾。以上の基準で墓誌一件ごとに『干禄字書』と一致する文字を抽出し、それらを墓誌拓本や印刷物と比較をした結果、現在、約二・一万字を分類できた。

(2) 墓誌銘中の正・俗・通の比率と特徴的な字種について
表一 比較結果全体のまとめ



最初に、比較結果を得ることができた文字の統計を示す。七〇五の字種を合計した結果、約二・一割が正体、約一・三割が俗体、約二・五割が通体と一致した。統計を取ることができた二・一万字という字数は、北朝魏墓誌の文字数三三万字の約六・三%にすぎないために、断定的に結論づけることはできないが、正体が使用されている確率は二割代であり、使用頻度はかなり低いという集計結果を得ることができた。

次に個々の文字について、『干禄字書』の正体・俗体・通体との一致数の多い資料について挙げる。七〇五の字種ごとに墓誌銘資料と比較を行った。墓誌銘が特定の表現形式を取ることが影響したこともあると思われるが、『干禄字書』と一致する字種の数量にはかなりの幅がある。多いものでは一千件が墓誌銘と一致するが、一四二の字種では一致するものは一件もない。このような偏りがある中で、比較ではあるが、『干禄字書』と一致する字数が多い文字を正体・俗体・通体のそれぞれに分類して表示してみると、表二のようなことになる。この表中では、複数に取り上げられる字種が登場する。例えば、「於」という文字であれば、約一割が正体、約六割が通体である。他に「皇」字であれば、三百以上ある文字の九割以上は正体で書かれている。文書内容との関連もあるであろうが、字種によって正体の使用割合が高いもの、逆に俗体や通体が多い文字がある。

表二 『干禄字書』と字体が一致する墓誌銘(字種・数量・確率)

字種	数量	確率
一位	皇	三三〇
二位	年	二一七
三位	礼	一四七
四位	万	一三一
五位	於	一一八
六位	節	一一一
七位	氏	九八
正	皇	九七%
俗	永	二一五
通	於	五九三
	年	五〇一
	明	二五二
	氏	二二二
	朔	二一九
	正	一九五
	若	一五九
	節	二〇九
	流	一七四
	景	一六二
	第	一三七
	功	九四
	茲	九四
	六	六八%
	七	七八%
	八	六八%
	九	六七%
	〇	七〇%
	一	九五%

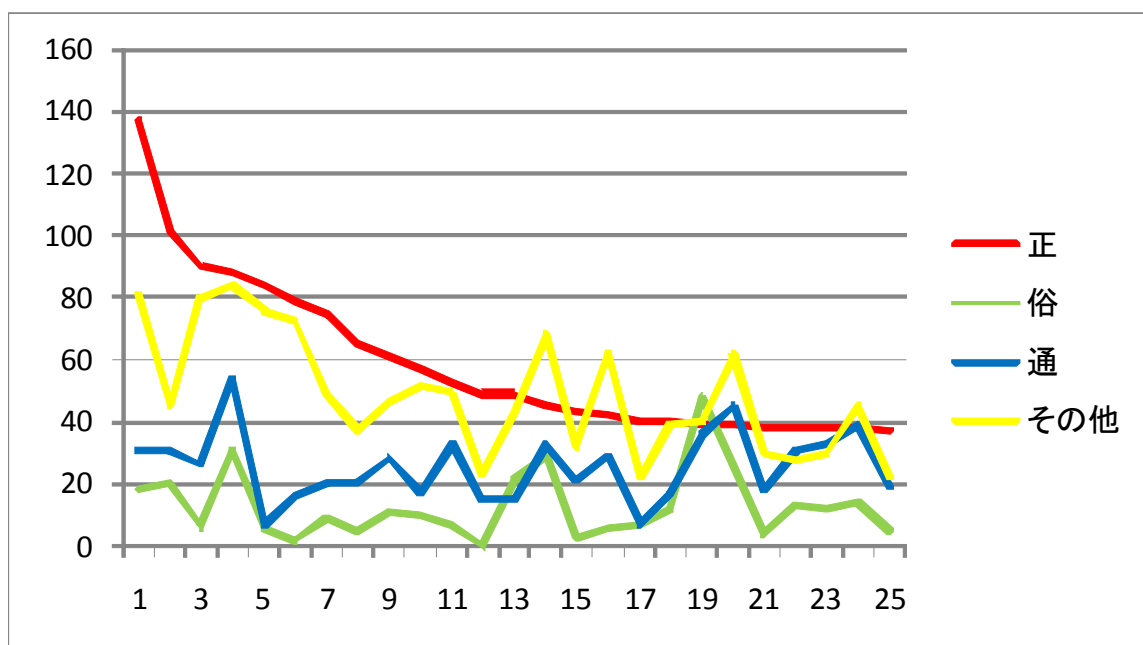
(3) 個々の墓誌銘の正体との一致率について
次に北朝魏墓誌七四七件について、『干禄字書』の正体・俗体・通体の字体との比較を行った。表三から表六までが、数値と割合について正体との一致するものが多く、「基準作例」とすることができると思われ

る資料を掲載している。

表三 正体との一致数量による集計結果

順位	墓主	国	作製年	正	俗	通	その他	合計
一	李憲	東魏	五三八	一三七	一八	三一	八一	二六七
二	元昭	北魏	五二四	一〇一	二〇	三一	四五	一九七
三	元天穆	北魏	五三一	九〇	六	二六	八〇	二〇二
四	元乂	北魏	五二六	八八	三一	五四	八四	二五七
五	公孫略	東魏	五三九	八四	六	七	七六	一七三
六	元湛	東魏	五四四	七九	二	一六	七二	一六九
七	元懌	北魏	五二五	七五	九	二〇	四九	一五三
八	元子正	北魏	五二八	六五	五	二〇	三七	一二七
九	元熙	北魏	五二五	六一	一	二八	四六	一四六
一〇	王温	北魏	五三二	五七	一〇	一七	五一	一三五
一一	馮合華	東魏	五四七	五三	七	三三	四九	一四二
一二	元宝建	東魏	五四一	四九	〇	一五	二三	八七
一三	赫連悅	北魏	五三一	四九	二一	三三	四三	一二八
一四	元英	北魏	五一〇	四五	二九	三三	六八	一七五
一五	元誘	北魏	五二五	四三	三	二一	三二	九九
一六	劉懿	東魏	五四〇	四二	六	二九	六二	一三九
一七	元纂	北魏	五二五	四〇	七	七	二二	七六
一八	笱景	北魏	五二九	四〇	二	一七	三九	一〇八
一九	刁遵	北魏	五一七	三九	四八	三六	四〇	一六三
二〇	元寿安	北魏	五二六	三九	二五	四五	六二	一七一
二一	元秀	北魏	五二三	三八	四	一八	三〇	九〇
二二	元煥	北魏	五二五	三八	一三	三一	二八	一一〇
二三	元悌	北魏	五二八	三八	一	三三	三〇	一一三
二四	元繼	北魏	五二九	三八	一四	三九	四五	一三六
二五	楊熙僊	北魏	五一六	三七	五	一九	二二	八三

表四 表三のグラフ化

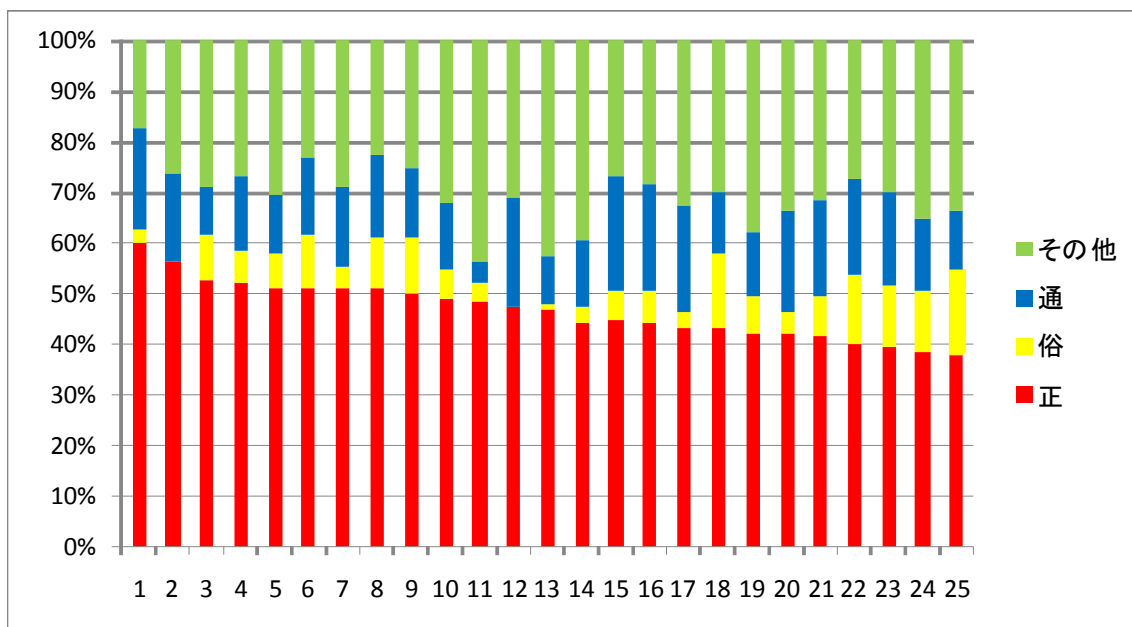


表三は対象の墓誌を比較集計した結果、『干祿字書』の正体と一致する数量が多い墓誌銘資料を、順番に二五件提示した。表四は表三のデータをグラフ化したもので、横軸が順位、縦軸が正体・俗体・通体の件数を示す。「その他」に分類した文字の割合は墓誌銘により差があるが、おおむね正体の数量が俗体・通体よりも多いということがわかる。ここに挙げている資料二五件は、最低でも七六文字の合計数がある。数値によって集計した結果、墓誌銘中でも比較的数字の多いものが集められた。

表五 正体との一致割合による集計結果

順位	墓主	国	作製年	正	俗	通	その他	合計
一	高華英	北魏	五〇一	二一	一	七	六	三五
二	元宝建	東魏	五四一	四九	〇	一五	二二	八七
三	元纂	北魏	五二五	四〇	七	七	二二	七六
四	元鑒之	北魏	五二三	二五	三	七	一三	四八
五	李憲	東魏	五三八	一三七	一八	三一	八一	二六七
六	元昭	北魏	五二四	一〇一	二〇	三一	四五	一九七
七	元子正	北魏	五二八	六五	五	二〇	三七	一二七
八	崔鴻	北魏	五〇九	二五	五	八	一一	四九
九	叱地連	東魏	五五〇	三六	八	一〇	一八	七二
一〇	元懌	北魏	五二五	七五	九	二〇	四九	一五三
一一	公孫略	東魏	五三九	八四	六	七	七六	一七三
一二	楊惠	北魏	五一九	二六	〇	一二	一七	五五
一三	元湛	東魏	五四四	七九	二	一六	七二	一六九
一四	元天穆	北魏	五三一	九〇	六	二六	八〇	二〇二
一五	楊熙僊	北魏	五一六	三七	五	一九	二二	八三
一六	劉惠芳	北魏	五二二	二八	四	一三	一八	六三
一七	元誘	北魏	五二五	四三	三	二一	三二	九九
一八	長孫子梵 王温	北魏	五三一	三六	二	一〇	二五	八三
一九	元秀	北魏	五三二	五七	一〇	一七	五一	一三五
二〇	元熙	北魏	五二五	三八	四	一八	三〇	九〇
二一	陸蒨藜	北魏	五三一	六一	一	二八	四六	一四六
二二	陶潜	北魏	四二七	三二	一	一五	二二	八〇
二三	楊穎	北魏	五一一	二二	一〇	一五	二五	八三
二四	赫連悦	北魏	五三一	四九	二	八	二〇	五七
二五								

表六 表五のグラフ化



次に同じ資料群から、『千祿字書』の正体と一致する割合が高い順番に資料を抽出し、掲載したのが表五である。そのグラフ（表六）を見ると、正体の占める割合が多いもので六割であり、少ない資料では、四割弱という結果になった。

先に検討した全体の集計結果（表一）中での墓誌銘と『千祿字書』正体との一致率（二割）よりはかなり高いことが確認できる。

前章で検討した『千祿字書』の正体の意味と墓誌銘との比較による一致率から考えて、表三・五の資料を、一応の基準体とすることは可能であろうと考えている。

(4) 正体使用率の高い墓誌銘の傾向
 前節で挙げた正体使用数の多い墓誌と正体使用率の高い墓誌について、墓主及び墓誌の特徴を観察した。表七の掲載の順番は、墓誌の作製
 て、特筆すべき特徴がみられるのであるうか。それを確認するために、
 年(埋葬年また死亡年)の古いものから並べている⁽²⁸⁾。

表七 正体使用率の高い墓誌銘

	墓主	縦×横	系列	本籍	官職	官位	死亡年	埋葬年
1	陶潜	六三×六三		潯陽柴桑	彭沢令	六〇七品	四二七	未詳
2	高華英	三〇×五七		洛陽	金紫光祿大夫	従二品	未詳	五〇一
3	崔鴻	四一×四二		未詳	孝廉	なし	五〇九	五〇九
4	元英	六四×八九	景穆帝系、父南安王楨	洛陽	司徒	一品	五一〇	五一〇
5	楊穎	五一×四八		華陰潼鄉習仙里	華州別駕	六〇七	五一一	五一一
6	楊熙僊	五一×五一		華陰潼鄉習僊室	華州主簿	未詳	五一五	五一六
7	刁遵	七四×六四		勃海饒安	都督洛兗州(諸軍事)	二〇従二品	五一六	五一七
8	楊惠	未詳		昌黎武陰	侍中	三品	五一八	五一九
9	劉惠芳	五六×六五		仁定中山			五二一	五二二
10	元鑒之	六七×五四	平文皇帝七世孫	洛陽永智里	諫議大夫	従四品	五二二	五二三
11	元秀	六六×六六	太武帝系、祖臨淮王譚、父臨淮王昌	洛陽都郷孝悌里	龍驤將軍	従三品	五二二	五二三
12	元昭	七七×八〇	昭成帝系、父河間公德	洛陽	車騎大將軍	従一品	五二二	五二四
13	元憚	九五×九九	孝文帝系	洛陽	大將軍	一品	五二〇	五二五
14	元誘	七七×七七	景穆帝系、祖南安王楨、父中山王英	洛陽	車騎大將軍	従一品	五二〇	五二五
15	元煥	八二×八五	獻文帝系、父趙郡王幹	洛陽	寧朔將軍	従四品	五二五	五二五
16	元纂	七〇×七〇	馮令華祖南安王楨、父中山王英	洛陽	安北將軍	三品	未詳	五二五
17	元熙	八〇×八〇	景穆帝系、祖南安王楨、父中山王英	洛陽	大將軍	一品	五二〇	五二五
18	元乂	八二×八一	道武帝系、父京兆王繼	洛陽	儀同三司	従一品	五二六	五二六
19	元寿安	八七×八七	景穆帝系、祖江陽王根、父汝陰王天賜	洛陽	司空	一品	未詳	五二六
20	元悌	六〇×五九	孝文帝系、父広平王懷	洛陽	侍中	三品	五二八	五二八
21	元子正	八〇×八〇	獻文帝系、父高陽王雍	洛陽			五二八	五二八
22	笥景	六七×七三		洛陽	衛大將軍	二品	五二八	五二九
23	元繼	六二×六七	道武帝系、祖京兆王黎、父江陽王根	洛陽	司空	一品	五二八	五二九
24	陸蒺藜	五一×五一		記述なし			五三〇	五三一

	墓主	縦×横	系列	本籍	官職	官位	死亡年	埋葬年
25	元天穆	八二×八二	平文皇帝系、祖襄陽侯乙斤、父長生	洛陽	大將軍	一品	五三〇	五三一
26	長孫子梵	四八×四八		洛陽	征虜將軍	從三品	五三一	五三一
27	赫連悅	六八×六七		洛陽	鎮北將軍	從二品	五三一	五三一
28	王温	五九×五九		燕国楽浪都	撫軍將軍	從二品	五三一	五三二
29	李憲	九〇×九〇		趙国柏仁	驃騎大將軍	從一品	未詳	五三八
30	公孫略	七七×七七		遼東	大將軍	一品	五三九	五三九
31	劉懿	五八×五八		弘農華陰	太保	一品	五三九	五四〇
32	元宝建	七九×七九	孝文皇帝系、父清河王懌	洛陽	左將軍	三品	五四一	五四一
33	元湛	七一×七一		洛陽	侍中	一品	五四四	五四四
34	馮令華	七九×七九	景穆帝系、任城王系、文宣王澄の妻	長樂信都			五四六	五四七
35	叱地連	六二×六二		記述なし			五五〇	五五〇

ここから読み取れる資料の中で読み取れる情報は、以下のようになる。
 ・ 大きさについては、六〇〜七〇センチ以上の比較的大型のものが目立つ。

- ・ 元氏の系列については、元英（4）、元誘（14）、元纂（16）、元熙（17）が景穆帝南安王系のグループとしてまとまりがあるが、他の資料は帝系から散らばっている。
- ・ 本籍については、洛陽であるものが多い。
- ・ 官位については、比較的高い官位のものが多い。
- ・ 作製年代については、六世紀冒頭から東魏滅亡までの五〇年間、切れ目なく作製されている。

ただし、これらの観察結果は部分的な情報を拾いあげたにすぎず、全体的に見てみると、節を立てて特筆すべき特徴は見られない。逆に言うと、年代、系列、官位官職等ごとの書体や書風を観察しようとする場合、それぞれの目的に応じた基準例として設定することができるのではないかと思われる。

おわりに

本論の研究目的である二点についてまとめると以下のようになる。

- ① 『干祿字書』の「正・俗・通」の分類で北朝魏の墓誌銘を見ると、どのくらいの割合で分類ができるのかについては、約二・一割が正体、約一・三割が俗体、約二・五割が通体と分類できるという結果を得た。
- ② 北朝魏の墓誌銘において、『干祿字書』の基準を利用した基準例の設定が可能であるかについては、正体との一致率が全体統計値を大きく超えるものが見られ、正体の意味と正体使用の割合から考えて、一応の基準例として考えることは可能である⁽²⁹⁾。

本論では、表七等で挙げた墓誌資料について、その書風の完成度の高さについては、本論の目的と異なることもあり、観察を行わなかった。本論で基準例とするものの一件一件がどのくらいの書的レベルであるのかは興味深いですが、今後の課題としておきたい⁽³⁰⁾。

